

令和4年度
(令和3年度執行分)

財政援助団体等監査結果報告書

取手市監査委員

第1 監査の概要

1 監査を行った監査委員

取手市監査委員 石橋 大輔
同 山野 井隆

2 基準に準拠している旨

監査委員は、取手市監査基準(令和2年4月1日施行)に準拠して監査を行った。

3 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

4 監査の対象及び着眼点

令和4年度取手市監査実施計画に基づき、本年度は下表のとおり4団体(10施設)を監査対象とした。

対象団体及び実施日	監査事由(施設名)	所管課
日本環境マネジメント株式会社 令和4年6月29日(水)	指定管理者監査 「かたらいの郷」	高齢福祉課
(福)取手市社会福祉事業団 令和4年6月29日(水)	指定管理者監査 「ふれあいの郷」	高齢福祉課
TAC・HBS・アクアライフグループ 共同事業体 令和4年7月5日(火)	指定管理者監査 「取手グリーンスポーツセンター」	スポーツ 振興課
(福)取手市社会福祉協議会 令和4年7月12日(火)	補助金交付団体監査 (社会福祉協議会運営費補助金)	社会福祉課
	指定管理者監査 ①老人福祉センターさくら荘 ②老人福祉センターあけぼの	高齢福祉課
	③いきいきプラザ・げんきサロン	健康づくり 推進課
	④障害者福祉センターあけぼの ⑤障害者福祉センターふじしろ ⑥障害者福祉センターつつじ園 ⑦こども発達センター	障害福祉課

公の施設の指定管理者については指定管理に係る出納状況の確認、協定書・年度協定に基づく事業の実施、補助金交付団体については当該補助金に係る出納その他の事務が各々関係法令に則り、適正かつ正確に執行されているか、また、所管部局によりこれらの団体に対して、効率的な運営等について適切な指導監督等が行われているかを着眼点とした。

5 監査の期間

令和4年5月26日から令和4年7月12日まで

6 監査の方法

監査に当たっては、対象団体に関係諸帳簿等、書類の提出を求め、補助職員による書類審査等の準備調査を行い、本監査においては、対象団体職員から資料等の説明を受け、質疑応答による監査を実施した。

第2 監査の結果

上記による監査の結果は、当該財政的援助の目的に沿って、各団体とも概ね適正に執行されたと認められる。前回の監査において課題となっていた事項についても、全て改善されていた。今回の監査において一部改善を要する軽微な事項があったが、本監査時に口頭で指導及び修正の確認を行った。

なお、各団体監査結果の詳細は、下記のとおりである。

1 日本環境マネジメント株式会社 【かたらいの郷】

公の施設の指定管理業務は協定書に沿って適切に管理されており、また、利用料金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

燃料費等の高騰により厳しい状況下ではあるが、引き続き来館者に対する感染防止対策を行うとともに、管理運営方針に掲げている「多世代が集まり、生きがいを増進し、喜びと癒しが得られる施設」を是非目指していただきたい。

2 社会福祉法人 取手市社会福祉事業団 【ふれあいの郷】

公の施設の指定管理業務は協定書に沿って適切に管理されており、また、出納その他の事務の執行は、概ね適正に処理されたものと認める。

入所者が安全な生活を送ることができるよう、更なる衛生管理と感染予防対策を行い、今後も安全かつ安心な施設であるよう、常に万全を期していただきたい。

3 TAC・HBS・アクアライフグループ共同事業体 【取手グリーンスポーツセンター】

公の施設の指定管理業務は協定書に沿って適切に管理されており、また、利用料金に係る出納その他の事務の執行は、適正に処理されたものと認める。

燃料費等の高騰により厳しい状況下ではあるが、引き続き新しい生活様式に添った自主事業を充実させ、よりよい施設運営が行われることを望むものである。

4 社会福祉法人 取手市社会福祉協議会

補助金に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に処理されたものと認める。

なお、寄付の受け入れについては、寄付の態様やその額の大小に関係なく、規程に基づいた取り扱いをするよう徹底されたい。

引き続き効率的かつ効果的な事務執行に努め、地域の方々が住み慣れたまちで安心して生活することができるよう、今後も地域の福祉増進に取り組んでいただきたい。

5 社会福祉法人 取手市社会福祉協議会(7施設)

【老人福祉センター さくら荘】、【老人福祉センター あけぼの】、【いきいきプラザ・げんきサロン】、【障害者福祉センター あけぼの】、【障害者福祉センターふじしろ】、【障害者福祉センター つつじ園】、【こども発達センター】

公の施設の指定管理業務は協定書に沿って適切に管理されており、また、指定管理料に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に処理されたものと認める。

今後とも、効率的かつ効果的な事務執行に努められたい。